

第1回教育委員会

開会日時 令和5年 1月 13日(金) 午前 10時30分
閉会日時 午前 11時45分
開会場所 教育委員会室

出席者

教育長 中川修一
委員 高野佐紀子
委員 長沼豊
委員 野田義博

出席事務局職員

事務局次長	水野博史	地域教育力担当部長	湯本隆
教育総務課長	諸橋達昭	学務課長	金子和也
指導室長	氣田眞由美	新しい学校づくり課長	渡辺五樹
学校配置調整担当課長	早川和宏	施設整備担当副参事	伊東龍一郎
生涯学習課長	太田弘晃	地域教育力推進課長	河野雅彦
教育支援センター所長	阿部雄司	中央図書館長	松崎英司

署名委員

教育長

委員

午前 10時 30分 開会

教 育 長 皆さん、おはようございます。本日は3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

なお、青木委員からご欠席の連絡が入っております。

それでは、ただいまから令和5年第1回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、金子学務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、伊東施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、河野地域教育力推進課長、阿部教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により野田委員にお願いいたします。

本日の委員会は3名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

初めに、非公開により審議とする案件の確認をいたします。

報告1「板橋区における区立中学校部活動の改革の推進について」、報告3「医療的ケアが必要な児童・生徒等への支援について」は、2月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、報告4「いじめ重大事態に係る調査について」は、個人が特定されるなどの影響が懸念されるため、報告5「いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について」、報告7「東京都板橋区立シニア学習プラザ指定管理者構成団体の変更について」は、1月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(はい)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

○報告事項

2. 高島幼稚園における給食の実施に向けた取組状況について

(学-1・学務課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告(2)「高島幼稚園における給食の実施に向けた取組状況について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 よろしくお願いたします。

資料の「学-1」でございます。

高島幼稚園におけます給食の実施に向けた取組状況の報告でございます。

高島幼稚園では、令和5年度より、共働き世帯のニーズのさらなる充足を目指して、仕出し弁当によります給食を実施する予定でございます。

1の実施の概要でございます。

(1) 実施対象でございます。

こちらは、希望者を対象に実施いたします。

(2) 実施日でございます。

こちらは、週2回でございます。

飛びまして、(4)でございます。

費用負担につきましては、3歳児につきましては、1食410円、4歳児、5歳児につきましては、1食440円でございます。

次のページでございます。

2のお試し給食の実施でございます。

こちらの第1回、第2回、いずれも違う事業者でございますが、こちらのおためし給食を経て、今回、第2回目に実施しました事業者の仕出し弁当を選定したというような経緯でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたらご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 板橋区史跡公園（仮称）整備事前準備展示の開催について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告(6)「板橋区史跡公園（仮称）整備事前準備展示の開催について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしくお願いたします。

「生-1」をご覧ください。

板橋区史跡公園（仮称）整備事前展示事業についてを説明させていただきます。

史跡公園の整備に先行する形で、昨年度から3年間かけまして、史跡に関連性の高い分野を取り上げた事前展示の事業を実施してございます。

1の事業名称につきましては、記載のとおりでございます。

2の目的でございます。

「陸軍板橋火薬製造所跡」と歴史的に深いつながりを持つ区内産業との関連性に着目し、区内産業の歴史的な展開と、現在の区内企業が誇る優れた製品や研究・技術を紹介し、史跡公園整備に向けた機運の醸成を図ることを目的とするものでございます。

また、本事業につきましては、区内企業や研究機関等に協力の方を依頼いたしまして、最先端の技術や研究成果を展示内容に盛り込むとともに、産業振興の観点から、民間企業にはCSR事業として活用するなど、企業の活動や製品、技術、研究について区民にPRできる場として機能を果たすことを目指すものでござい

ます。

3の事業概要でございます。

本事業につきましては、26年度から行っております整備事業と調査研究の成果を、整備に先行するソフト事業の一環といたしまして、様々な世代の区民に向けまして、展覧会を中心に分かりやすく示していくものでございます。

昨年度から開催している本展覧会につきましては、板橋区立中央図書館を会場といたしまして、展示事業から講座やワークショップ等の関連事業まで多面的な手法を用いる予定でございます。

展示事業のスケジュールにつきまして、令和4年度につきましては、印刷産業の関連事業を取り上げるものでございます。

4、今年度開催事業でございます。

(1)から(6)まで予定してございまして、シンポジウムや講演会、クロストークなどを行っていく予定でございます。

参考といたしまして、史跡整備のスケジュールの方も一番下に記載させていただいております。今年度につきましては、耐震構造調査など、各種調査を実施するものでございます。

令和5年度につきましては、史跡公園の基本計画を策定いたしまして、調査など、各種調査を実施する予定でございます。

令和6年度につきましては、基本設計に着手いたしまして、令和7年度以降、基本設計を実施・実施設計に着手していくものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。
 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 小学生向け絵本づくりワークショップの実施報告

(図-1・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告(8)「小学生向け絵本づくりワークショップの実施報告」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 「図-1」の資料でございます。中央図書館長の松崎でございます。

小学生向け絵本づくりワークショップを行いましたので、実施報告をさせていただきます。

1番の概要でございます。

「絵本づくり」の作成に携わることにより、子どもたちの表現力、豊かな想像力を育むとともに、絵本をきっかけとして、読書活動や「絵本のまち板橋」の推進へとつなげるため、区内の小学生を対象に、区立図書館11館において、全3

回、絵本づくりワークショップを行いました。

開催の日時。

館によって時期がずれおりますので、令和4年5月から先月12月まで、各館、3回ずつ、ワークショップを実施したところでございます。

参加者数につきましては、11館の合計で101名。昨年度が97名の参加でしたので、概ね横ばいといったところでございます。

各館の参加人数は、以下の表のとおりでございます。大体、1館ごとに10名ほど参加の人数としております。

作品につきましては、中央図書館で3月から実施予定のいたばし子ども絵本展で子どもたちの作った作品として展示する予定になっております。

2ページ目は参加者の感想をいただいております。子どもからの感想と併せて親御さんからも感想をいただいております。ご覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。

高 野 委 員 昨年度子ども絵本展を拝見させていただきました。作品は大変楽しいものばかりで、そこに講評があり、事業の目的ですとか、関連した展示があり大変よかったと思えました。

また、志村第三小学校が周年を記念して絵本を作ったということを伺っているのですが、関連するものとして、そういったものも、もし展示して見せていただけたらいいのかなと思います。

中央図書館長 かしこまりました。1つ目の講評に関して、こちらは今年も予定しております。別の中学生向けのワークショップにおいても、最後には講師の先生からご講評いただく時間も設けております。併せて展示できるようにしたいと思います。

2つ目の志村第三小学校の周年記念について、こちらも、実は中央図書館に寄贈を受けておりますので、各館で1冊ずつ並べているところでございます。これも同時に、子どもたちが作った絵本として展示ができるように調整したいと思います。ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。志村三小の絵本は、本当によくできている絵本ですので、ぜひお願いしたいなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

1点、この小学生向け絵本づくりワークショップの開催については、各学校へどのような周知をされているのでしょうか。

中央図書館長 基本的には、チラシを配付させていただいております。併せて、地域図書館でも周知するというような形になっております。

併せて、SNSを使った広報媒体を使って周知をしているところでございます。

先ほど、各館の参加人数10名程度と言っていたのですが、10名を超えるところもあれば、多少、少ないところもあつたりするところもありまして、館によって人気がある、ないというのはあるのですが、最大限、広報させていただいて、中には、先着順になってしまったので届かないという方もいらっしゃったので、なかなか行き届いているのかなとは思っております。

教 育 長 先生方が、こういうことをやっていることをご存じないかもしれないと思いついて、例えば、小学校の教育会の国語部会とか図書館部会とか、そういったところにもアナウンスをしていくという姿勢があってもいいのかなと思つて、教員が知ること、子どもたちにまた勧めていく。あまり人数が増えると定員をすぐ超えてしまうというデメリットもあると思つますが、よろしくお願ひしたいと思つます。

中央図書館長 はい。分かりました。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありますでしょうか。よろしいですか。

(はい)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、報告(1)、報告(3)から(5)及び報告(7)につきましては、非公開として聴取いたします。

なお、この議題をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はお退席願ひます。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○報告事項

1. 板橋区における区立中学校部活動の改革の推進について

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告(1)「板橋区における区立中学校部活動の改革の推進について」、教育総務課長から報告願ひます。

教育総務課長 よろしくお願ひいたします。

資料は「総-1」をご覧ください。

板橋区における区立中学校部活動の改革の推進につきまして、考え方をまとめ

ましたので、ご報告をさせていただきます。

初めに、1、検討の経緯でございます。

中学校の部活動は、生徒のスポーツや文化芸術等に親しむ機会を確保するとともに、達成感の獲得、学習意欲の向上、責任感や連帯感の高まり等に寄与するものとして大きな役割を担ってまいりました。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師との人間関係を構築する等の教育的意義に加え、参加生徒の状況把握や意欲向上、問題行動の発生抑制など、学校運営上の意義のあるものでございました。

しかし、一方で、部活動は、近年、持続可能性の面で厳しさを増している状況にあります。少子化が加速する中において、区立中学校全体に係る大きな影響はまだ顕在化しておりませんが、局所的に見ますと、小規模校で生徒数が少ないことによる部活動の停滞が起きているなど、近い将来の少子化の影響の兆しが見え始めております。

また、教員の働き方改革推進の視点で見ますと、平日の勤務時間外や休日に、指導、引率、大会運営が求められたり、競技経験のない種目の指導を求められるなど、教員にとって過大な業務負担となっている実態がございます。

これら中学校の部活動に関する持続可能性の問題については、以下に示します中央教育審議会等で、ここ数年、議論もされてきております。

(1)のスポーツ庁、文化庁によりますガイドラインの策定、また、(2)にありますように、中央教育審議会、(3)にありますように、国会、こういったところで、この問題について議論がなされております。

次のページ、2ページ目に行ってくださいまして、そういう状況の中で、最新の(8)では、昨年12月に、スポーツ庁、文化庁が、総合的なガイドラインを全面改訂して、新しく策定しているという状況がございます。

2に、スポーツ庁、文化庁によります部活動の地域移行に関する提言の中身について、簡単に要約をまとめてございます。

目次に沿って、内容をこちらに記しておりますが、まず、(1)の改革の方向性ということでは、平日の部活動も視野に入れつつ、休日の部活動から段階的に地域移行していく。なお、移行のあり方や方法については、複数の道筋や多様な方法があることを前提に、柔軟な体制づくりを進める必要がある。

併せて、地域移行の受け皿となる地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実、地域スポーツの振興についても着実に取り組むことが重要である。

このような形で、(2)地域における新たなスポーツ環境のあり方とその構築方法等、以下、(3)から(10)まで、提言では地域移行に関してまとめたものが公表されてございます。

こういったものを受けまして、3ページ目に行ってくださいまして、3、部活動の地域移行につきまして、めざす姿ということですが、部活動の地域移行とは、学校で行われている部活動を、地域のスポーツ・文化芸術団体、青少年関係団体等の理解と協力のもと、生徒の新しい活動の場としての地域クラブ活動に移行さ

せるための環境整備をすることでございます。

提言等の言葉を借りますと、そのめざす姿、性格につきましては、以下、(1)から(5)までのものになります。

まず、(1)で、活動を学校単位から地域単位に積極的に変えていくことでございます。

(2)です。学校が行う活動ではなくなるものになるというものです。

(3)です。社会教育法上の社会教育の一環として行われるものになります。

(4)です。スポーツ基本法上のスポーツと位置づけられるものでもございます。

(5)です。文化芸術基本法上の文化芸術と位置づけられるものでございます。

こういったものが部活動の地域移行の本質といたしますか、めざす姿ということになりまして、4で、板橋区におけます今後の推進スケジュールについてご説明をします。

まず、(1)の基本方針として、2つございます。

4ページ目に参りますが、まず、①部活動の地域移行の推進と、地域移行への過渡期における現行部活動の改善、これを2本の柱として進めてまいりたいというふうに思っております。

2つ目の方針です。②国が示す改革推進期間である令和5年度から7年度までの間に、前記①でお示しいたしました2本の柱、部活動の地域移行、新しい活動を作ることはもちろんですが、過渡期ではありますが、併存する現行部活動の改善、こちらにおきまして、土日においては、教員に頼らない指導体制の構築、こちらを目指したいというふうに考えております。

(2)の推進方法です。

それらを実現するために、推進方法として、大きく3つ考えてございます。

まず、①、1つ目としまして、部活動の改革に関する推進計画を策定します。

そして、これに基づいて、部活動の地域移行と過渡期としての現行部活動の改善、この2本柱を進めてまいりたいというふうに考えております。

推進方法の2つ目です。

生徒、保護者、学校、スポーツ関係団体、文化芸術関係団体、青少年関係団体等との協議の場を設けていきたいと思っております。

地域移行に当たって、色々な関係者の協力は必要不可欠でございますし、全く新しい活動をするということにおきましては、いろんな方の不安ですとか、心配事等もあります。そういったものを、それぞれの関係者の方としっかりと話し合い、説明やご意見を聞く場、そういったものを設けて、それを計画の策定に生かしていきたいというふうに考えております。

推進方法の3つ目です。

実践研究モデル事業を実施し、そこで得た知見やデータを推進計画の策定や関係者との協議に活用したいと考えております。この後の5で、この部分については詳しく説明をいたします。

以上の推進方法を絵に落とししましたのがその部分になってございます。

改革推進機関である令和5年度、6年度、7年度の間に、計画を策定した上で、柱の1の部活動の地域移行、柱の2の現行部活動の改善を、この絵のようなイメージで進めていきたいということでございます。

(3)です。推進計画の策定につきまして、主に議会スケジュールですが、こちらにお示ししております。

本日、ご報告、協議いただくこの中身を承認いただけましたら、まず、2月に議会に報告したいと思いますが、その後、推進計画につきまして、まず、①6月に策定方針を議会報告したいというふうに思っております。

続きまして、②で、9月には中間のまとめを報告したいと思っております。

③で、11月には素案を報告したいと思っております。

これらの過程でご意見等をいただきまして、それらも反映させた上、また、パブリックコメント等もこの間実施してまいります。それらを受けて、④2月には原案を確定して議会報告した上で、公表して、次年度以降、これに基づいて推進していく流れで考えてございます。

5に参ります。先ほど、推進方法の3つ目にお話しいたしました実践研究モデル事業、こちらの実施調査についてご説明いたします。

この実践研究モデル事業は、推進計画を策定して、柱の1、2を推進する際に同時並行で行い、そこで得た知見やデータを、策定計画ですとか、様々な関係者への説明の場、協議の場のフィードバックに活用していきたいというふうに思っております。

まず、実施時期ですが、今年の4月から3年間を予定してございます。

実施する種目につきましては、1つ目が女子サッカー、2つ目はeスポーツが入ります。

女子サッカーにつきましては、実施規模、1チーム、大体30名を考えております。

eスポーツにつきましては、1ユニット、最大60名を受け入れて行いたいというふうに思っております。

実施場所につきましては、女子サッカーは旧上板橋第二中学校を予定してございます。

eスポーツにつきましては、現在は未定で、今後、検討して決定というふうに考えております。

実施回数につきましては、いずれの活動につきましても、週1回程度を、通年を通じて行いたいと考えています。

また、対象につきましては、区内中学生を想定しております。

区内中学生の意味は、区立中学校の生徒と、区民である私立中学校に通う中学生、区民である中学生を対象として、このモデル事業を実施したいと考えております。

また、実施主体につきましては、板橋区教育委員会を考えております。

地域移行という言葉から連想されますように、国の提言等では、地域の活動、民間の活動が受け皿となって部活動が移行されるという最終イメージ等もござい

ますが、それ以外でも、市町村による実施ということも想定の中でありまして、過渡期となりますか、共存となりますか、分かりませんが、このモデル事業につきましては、板橋区教育委員会が事務局となって実施していくという形をとりたいと思っております。

また、(8) 技術指導につきましては、委託により実施したいというふうに思っております。

(9) で、参加費につきましては、現行、徴収予定で考えてございます。

最後、5 ページに、6 としまして、令和3年度の区立中学校の部活動の状況につきまして、参考データとして載せてございます。

区全体の部活動の状況は、(1) にありますように、部活動数としては322ございまして、生徒の加入率は87.5%ほどございます。

また、(2) にありますように、それを指導していただいている状況としましては、顧問は547名、それ以外にも、部活動指導員3名、外部指導員180名余りということで、一定程度、地域の方、民間の方にもお手伝いをいただいている状況でございます。

また、(3) 以下には、現行部活動が、持続可能性という点でなかなか厳しい状況があるというデータで、(3) では、部活動の創設、休部・廃部という状況が、一定、区内にもあるという状況。

また、(4) では、校長先生の判断等もございしますが、活動日数が比較的少ない学校というものが提示されております。

また、(5) では、単独実施が厳しい中で、複数校による合同練習ですとか、合同で大会に参加する学校、部活動があるということで、それをご紹介させていただいております。

簡単でございますが、このような形で、今後、板橋区における区立中学校部活動の改革の推進を進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。

高 野 委 員 地域の中でこの話題がよく出て、どうなっているのですかという質問を受けます。ですから、方向性とか、そういうものが整理されたので、推進の②のところを書いてあったように、子どもたちの意見ですとか、保護者の方ですとか、地域の方とか、いろんな方を巻き込んで十分に審議していただいて、決めていくことで、協力をしていただけると思います。

あと1つ、身近な教育委員会のホームページの中に、この部活動についての議題が書かれていたのですが、この辺についても教えていただければと思います。

教育総務課長 今日、この中身をこちらで議論いただいて、ご承認いただいた後は、庁内全体での合意形成を図っていき、また、2月の文教児童委員会に諮っていく中で、4月以降の取り組みというふうにつなげてまいります。

その中で、区として、1月末日に新年度の区政のプレス発表もございますので、それを経て、徐々に対外的にも色々お話ができる状況がたくさん生まれてくると思います。

そのような中の第一弾として、2月に身近な教育委員会がございますので、そこで、事実上、区民の方に第一報ということでアナウンスができるかなと思っておりまして、今日申し上げたようなこととお話しして、まずはご意見というか、なかなか、このレベルで、また、初めて聞いた話で突っ込んだ熟議は難しいかと思いますが、こういったお話を聞いていただいた上で、さらに深まった疑問点とか、その辺りを、主に、質疑応答がどちらかというところになるかもしれませんが、そういうことにお答えする中で、それを聞いていただく他の方々も含めて、徐々に分かってもらうということを行う場を、この身近な教育委員会と考えております。

こういったことは、大きな制度変更ですし、これからも、一度にとどまらず、何回も繰り返しながら、子どもたちにも結構大きな影響があることですので、順を追って話をしていきたいということでの第1回目と捉えています。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。
野田委員、どうぞ。

野 田 委 員 ご説明ありがとうございました。
今回、この策定いただいた内容については異論ございません。
様々な方たちがこの部活動に関して興味を持っていて、色々な意見が、多分、恐らく出てくるだろうと想定されますので、とにかく、板橋区としての考え方というところと、あと、板橋区だけがこれをやろうとしているわけではないということ、文化庁、スポーツ庁が考えたところに沿って板橋区で実現可能な方法を考えたというような形で、最初の説明のところで、できるだけ丁寧にご説明いただければと思います。誤解が生まれてしまうと建設的な議論ができなくなってしまうので、最初の周知というのは非常に大切かと思っております。なるべく分かりやすく説明できるような形にご検討いただければと思いますので、よろしく願います。

教 育 長 今の野田委員の話からすると、要は、中学校の部活動を単に地域に移すのではないという、そこの辺りの意味合いも、難しいのですが、ありますよね。

教育総務課長 はい。この部活動改革ということなのですが、単純に、何か1つ問題があってそれを解決するというシンプルなものでもなく、色々な問題、これまで積み重なった問題を一気に改革することで持続可能性を維持するという、結構、非常に複雑で難しいところがあります。

学校の働き方改革という視点で語られるときもありますし、少子化として、部活動の参加者が少なくなることによる成立しない部活動が多々あったり、そうい

った子どもの成長の機会が奪われることに対する対応であったり、また、それ以外にも、いわゆる体育会系部活動に関する指導等のニュースというのは日常的にも行われています。

そういった、日本で行われているスポーツに対しての改革であったり、同じような中で、文化芸術活動の改革であったり、色々なことを一気に解決するという点では、なかなか1つの視点で、切り口でお話をして理解をいただくということが難しい問題でもあるのですが、そういうことを一つ一つ紐解いていきながら、短時間で一気にということではなくて、時間をかけているほど流暢なことでもないのですが、そこはしっかり丁寧に進みながら、失敗はできませんので、子どもたちの成長に関わることでありますから、そういった流れの中でしっかり計画したいと考えております。

教 育 長 あと、もう1つ。この文化庁、スポーツ庁が、まずは、ファーストステップとして、土日の教員の指導を地域に移行する、展開するというような発想だと思うのですが、全体をマクロ的に、今、捉えられているのですが、その辺りというのはどうなのでしょう。

教育総務課長 そうですね。提言が出て、それ以降も、ニュース等で推進の速度調整みたいなことが起きたりもしていますが、そういう中で、提言にありますように、土日については何とかしてほしいという最初の推進の方針がありますので、少なくとも、板橋区としては、そこについては、この3年間でしっかりと取り組んで、何とか実現を図りたいという思いで推進方針も記させていただいておりますので、その辺りをどうやって、新しい活動といいますか、この地域移行が3年間で直ちにできるかという点と難しいです。

先ほども、モデル事業の実施がありましたが、数十人規模になりますので、これは全体から見ますと1%とか2%の世界になりますので、残り98%を3年間で置きかえるという難しい中でいきますと、まだまだ現行部活動というものが併存して残っていく状況がございます。

その中においても、本当にしっかりと改善策、対応策をする中で、土日について、先生に対する過剰な負担がないという仕組みを作りながら、子どもたちがスポーツ、文化芸術にしっかりと触れられて成長できる場を確保するという点を板橋区としては実現すると、そういう考えです。

教 育 長 ありがとうございます。長沼委員、いかがでしょうか。

長 沼 委 員 ありがとうございます。とてもいいプランが作られたと思います。

文科省のスタンスも全国一律にはできないということで、地域の実情に応じて改革を進めてほしいというようなことが書かれていますので、板橋区として、やりやすい形を模索して実現していけばいいのだろうと思います。

今お話があったように、この改革の流れは、ややもすると教員の働き方改革が

先行して始まったものですから、それだけで受け取られてしまう誤解があるのですが、そうではなくて、少子化への対応というのもあります。また、一番考えるべきは、生徒たちが自分たちの好きなこと、スポーツや文化活動ができる仕組みを作るという改革なのだということを前面に出して、保護者や地域の方や議員さんをはじめ区民の皆さんに理解をしていただくということが大事なのだらうと思います。

資料を見ますと、先生が異動してきて部ができるものもあれば、先生が異動しちゃって廃部になっちゃうものもあるという、これが現実なのですが、これはかわいそうですよね、廃部になるのは。

つまり、異動に左右されない仕組みを作るということが大事なのです。これが持続可能な部活の形なので、休日だけではなくて、平日も考えていくということになったときには、まさに生徒目線で、自分たちができる形は何なのかというのを改めて板橋区として考えていく必要があるだらうと思います。

その結果、答えが出てくると思いますし、区民の皆さんと一緒にこれは考えていく必要があると思いますので、教育委員会としても音頭を取りながら、あるいは、他でも言いましたが、区長部局とも連携しながら進めていく必要があるだらうと思います。

以上です。

教 育 長 はい。ありがとうございます。

最後にあった区長部局との連携、つながり、この辺りはどうでしょうかね。

教育総務課長 モデル事業実施ぐらいですと、まだ我々が中心になって、まずは動くことができるのですが、将来的に、大きな地域移行ですとか、スポーツの振興、文化芸術の振興、その持続可能性、大人から子どもまで、そういった社会を実現するという大きな目標までを考えていきますと、教育委員会だけで行えることにはなり得ませんので、この改革につきましては、現在も並行して、区長部局、区民文化部がスポーツと文化芸術を所管しておりますので、そこと密に協議をしながら、将来、一緒にやっていくことも踏まえて、適宜、情報を入れて意見をいただきながら前に進んでおります。

一定のといいますか、理解を示していただいて、協力体制もありますので、その辺りは抜かりなく協力を得ながら、一緒になりながら推進しているという状況をつくってございます。

教 育 長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

2月1日の身近な教育委員会は、かなり色々な声が多分出てくると思います。

そこがスタート。いろんな声を聞くことが1つの大きなきっかけだということ考えていければと思います。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 医療的ケアが必要な児童・生徒等への支援について

(学-2・学務課)

教 育 長 それでは、次に移ります。報告(3)「医療的ケアが必要な児童・生徒等への支援について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 よろしくお願いたします。

資料は「学-2」でございます。

医療的ケアが必要な児童・生徒等への支援についてでございます。

1の概要でございます。

これまで教育委員会におきましては、医療的ケアを受け入れることが必要不可欠である児童・生徒等に対しましては、特別支援学校等への就学を案内してきたところでございます。

令和3年6月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立したことによりまして、国及び地方公共団体等につきましても、児童・生徒等への適切な支援が求められることとなったところでございます。

これらを踏まえまして、区立の小中学校等におきましても、医療的ケアが必要な児童・生徒等が安心して学校生活を送れるよう、令和5年度より看護師の配置等を実施し、教育環境の整備を行っていくものでございます。

2の支援対象といたします医療的ケアの内容でございます。

まず、令和5年度につきましても、たんの吸引ですとか、導尿、経管栄養、あとは、インスリン注射、その他、教育委員会が認めるものというところでございます。

令和5年度に関しましては、常時張りつきではなく、午前1回、午後1回などのスポット対応が可能な医療的ケアに限定していく方針でございます。

ケアの内容拡大につきましても、令和5年度の実施状況を精査した上で、今後、さらなる検討を深めていくというところでございます。

3の受入れの実施の体制でございます。

こちらは、次のページでございます。次のページに図がございます。

こちらが、この事業の全体の概要でございます。

まず、教育支援センターが窓口となりまして、その後、看護師につきましても、学務課で委託事業ということで配置をいたします。

その他、指導室ですとか、あいキッズに関しましては、地域教育力推進課との連携も必要になってまいります。

あとは、さらに学校現場の理解も必要だということで、教育委員会全体として取り組んでいく新たな事業となっているところでございます。

1ページ目にまた戻りまして、4の対象の範囲でございます。

こちらは、区立幼稚園、区立小学校、先ほど申し上げましたとおり、あいキッ

ズ、区立中学校というような範囲でございます。

5につきまして、医療的ケアの実施者。こちらにつきましては、看護師が配置できる受託事業者をお願いするということでございます。

7の事業費でございます。

こちらは令和5年度でございますが、5,558万6千円というような経費で予算化をしているところでございます。

8につきまして、今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。

1点あれなのですが、2番目の内容のところ、たんの吸引とありますよね。これは、ずっとついてないと厳しいですね。

学 務 課 長 たんの吸引も、基本的には、常時というよりは、たまってきたら吸引するという
ことで、恐らく主治医の指示書があると思いますが、基本的に午前1回、午後
1回程度の吸引で対応は可能かなというところで、情報は確認しているところ
でございます。

教 育 長 野田委員、どうぞ。

野 田 委 員 ありがとうございます。実際、支援の対象となる児童・生徒の方というのは、
どのぐらいの人数が、今のところ想定されているのでしょうか。

学 務 課 長 現在、予算化は6名分予算化しておりますが、実際、色々なこれまでの相談の
中で、恐らくは3名程度が令和5年度から対象になっていくであろうというところ
でございます。

野 田 委 員 この計画自体は、大体そのぐらいの人数を想定して、事業費とか体制というの
が計画されているということですが、今後、増える見通しがあるのかということ
と、現在の対象者がその3名程度ということですか。

学 務 課 長 令和5年度につきましては、新たに入学する1年生と、あとは、既に在籍して
おりますが、現在、保護者が対応しているような児童がいらっしゃいますので、
その方を含めて、現時点では3名ということでございますが、今後、この辺の区
の事業の推進状況によりましては対象者が拡大していく可能性もございますので、
この辺の予算化につきましては、今後、増えていく可能性は十分考えられるところ
でございます。

野 田 委 員 看護師を配置できる事業者ということなのですが、実際に医療的ケアを行う方
は看護師だと思っておりますが、またさらに補助者がつくといった形になるのでしよ

うか。

保健室とか、そういったところで処置ができるのか、それとも、教室についているのか。午前1回、午後1回、教室でそういったことを行うのかというところがあるかと思うのですが。

経管栄養とかをやる場合というのは、恐らく座ったままとか、そういったことではかなり難しいのではないかと思うのですよね。

学務課長 例えば経管栄養が必要なお子さんが入学してくるというようなことでございますと、例えば、場合によっては、施設側の改修が必要になってくる場合もございますので、そういったところは、早目にご入学可能性のあるお子さんの情報をキャッチして、施設改修ですとか、あとは、学校側の受け入れ態勢なども十分に準備した上で、お子さんをお迎えするというようなことが必要なことかなと思います。

教育長 でも、あれですよ。現実的に情報が入ってくるのは、工事云々とのタイムラグってかなり出てきますよね。結構、難しいですね。

学務課長 あと、福祉部とも十分連携しながら、色々な機会を捉えて、教育委員会としても情報をキャッチして、十分な体制を構築できる形を早目に何かするようなことがもちろん必要なのではないかなと思います。

教育長 ちなみに、他地区で既に導入している、医療的ケアをやっている区もあると思うのですが、その辺りの情報というのはいかがになりますか。

学務課長 近隣区ですと、練馬、豊島、杉並、中野、隣の北区、文京辺りの情報は掴んでおりまして、基本的に、重度のお子さんからの相談等もなく、基本的には、たんの吸引ですとか、あとは導尿ですとか、胃ろうですね、経管栄養、そういったお子さんを中心にケアをしているというような状況でございます。

教育長 ありがとうございます。
どうぞ、高野委員。

高野委員 看護師の配置について従来の保健室の中でこういった行為が可能なのかどうかとか、そういった部分がすごく心配でした。ことに、あいキッズの場合ですと、それぞれ委託されているところが違うので、そういったことが全ての学校で可能なかどうか。

どこの学校にも、医療的なケアを希望される方は入学の可能性があるわけですから、学校自体は何とか対応できても、あいキッズは色々な会社が対応していくことになるので、その辺がすごく難しいなと思いました。

今、教育長がおっしゃったように、早くそのお子さんの希望が伝わってくれば、

それなりに準備していくことができるので、できるだけ早く、情報が掴めるといいなと思いました。

教育総務課長 今回の医療的ケアの体制づくりのところで教育総務もかかっておりますので、補足をさせていただきたいと思います。

今回、この体制を、今、学務課長が主となって話しておりますが、この体制が組まれるまでにおいては、関係課がPTといいますか、会合を重ねて、全体で体制づくりをしております。

こちらの資料にも、別図のところに記述がありますが、青色とオレンジの図があって、箱が6個ありますが、このオレンジが教育委員会側の体制、やるべきこと、青いのが現場で、学校とかあいキッズとか、これらをしっかりとケース分けをした上で、それに関わる課、係全体で、この仕組みを考えてまいりました。

ですので、今、この真ん中の看護師の派遣体制のところは学務課が中心となってしっかり体制しますし、同じことが、あいキッズ現場でも行われます。

それについても、右側に、あいキッズ現場での看護師対応なども、地域教育が契約等も連携して、一緒になってやっておりますが、そういう体制づくり。

また、そもそも一番下に青いところで、「判定」というところで、入り口のところの教育支援センターがしっかりと関わって、ここが多分、最初の情報を教育委員会でキャッチすると思いますが、この情報は直ちに、その後、準備を必要とする各課に伝わって、さらに学校現場、あいキッズへ伝わってという、この体制が組まれておりますので、教育委員会全体でそれらの情報をキャッチし、必要なところにそれが伝わり、それぞれの役割の中で準備をし、体制を作るということが考えられているのが、この図ということになっております。

教 育 長 ありがとうございます。実際にやってみないと、色々、また課題等も増えてくるのではないかと思うのですが。
どうぞ。

地域教育力推進課長 今、あいキッズという件でお話しをいただきましたので、あいキッズはスペースが限られているという点で、先ほども学務課長から話もありましたが、情報を前広に共有させていただいて、一定の処置の際は、一定のスペースが必要だということになりますので、それをあいキッズの中で確保できるかどうかということをご丁寧に見極めをして、場合によっては、学校でそういう一時的なスペースをお借りするというようなことも含めて対応していきたいと思っております。

既に来年度からご利用される予定の方、少しずつご相談もいただき始めていますので、そうしたところを踏まえて、安全にご利用いただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

教 育 長 よろしくお願いたします。
その他、いかがでしょうか。

(なし)

○報告事項

4. いじめ重大事態に係る調査について

(指－1・指導室)

(非公開)

○報告事項

5. いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について

(配－1・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、次、報告（5）に移ります。「いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長

では、資料「配－1」となります。

いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況報告でございます。

こちらは、今年の8月の教育委員会で報告しておりますので、その後の変化を中心に報告させていただきます。

対象となっておりますのは、1の第2期、第3期の、ご覧の学校、ご覧のグループでございます。

早速、第2期のグループの状況を見てまいります。

項番2のDグループでございます。

(1)の上板橋第三中学校でございますが、こちらは維持改修という形で、今年度、設計を行ってございます。

令和5、6、7年度と、3か年にわたって維持改修工事を行っていく予定でございます。

続いて、(2)の上板橋第一中学校。

こちらは改築でございまして、1ページ目の一番下でございます、令和4年9月3日から15日までの6日間におきまして、令和6、7、8の3か年の改築工事期間中は、上板橋第二中学校の旧校舎を学校運営上使うという形になりますので、そちらの施設見学会、相談会を実施してございます。

また、こちらの上一中の検討会を並行して行ってございます。

次のページに第5回、6回とございます。こちらでは、上一中の基本設計の報告、また、通学区域の検討という形で行っているところでございます。

こちらは、小学校と中学校の通学区域が一致していない箇所を中心といたしまして検討いただいております、小学校と中学校の通学区域が整合するような方向で、委員の皆様にご議論いただいております。

続きまして、(3)Eグループ(志村小学校・志村第四中学校)でございます。

次のページに行ってください、第10回、第11回が8月以降の動きという形になってございまして、こちらは上一中と同じく、基本、校舎の設計案の概要

について、また、通学区域について検討会で議論いただいております、併せまして、名称案の絞り込みを行っております。

こちらは、小中一貫型学校の名称案の絞り込みを行いまして、「志村城山学園」とすることを検討会案として決定しているところでございます。

続きまして、次のページ。

3、第3期対象校への対応をご覧ください。

第3期といたしまして、Fグループ、Gグループを組んでいるところでございます。

こちらは、エリア内の大規模集合住宅の建設情報を踏まえた児童・生徒数を基に、直近の人口動態や将来の学校需要を鑑みまして、庁内での方向性、協議開始に向けたスケジュール、整備手法等を検討しております。

また、Gグループの検討と並行いたしまして、こちらは、板橋駅前、また、大山エリアのまちづくりを抱える地域でございますので、こちらによる大規模集合住宅の建設により影響を受ける小学校を含めまして、必要な対応や整備の優先順位を検討しているところでございます。

最後、4番、いたばし魅力ある学校づくり審議会でございます。

こちらの審議状況につきましては、11月の教育委員会でも適正規模・適正配置、適正規模化の方法につきましてはご報告させていただきました。

第4回、第5回の部分をご覧くださいと思います。

大規模化対応、通学区域、地域協議という形で審議が進んでございまして、通学区域につきましては、第5回の四角囲みでございます基本事項、配慮事項といたしまして、一旦、整理をさせていただいております。

また、大規模化対応というところでは、学校長を対象に審議会の場でヒアリングを実施させていただきまして、そちらのヒアリングの内容を踏まえまして、今後とも大規模化対応について検討するという形になってございます。

「配-1」につきましてはのご報告は以上となります。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 ありがとうございます。

○報告事項

7. 東京都板橋区立シニア学習プラザ指定管理者構成団体の変更について

(生-2・生涯学習課)

教 育 長 ありがとうございます。それでは、報告(7)「東京都板橋区立シニア学習プラザ指定管理者構成団体の変更について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長

よろしくお願ひいたします。

資料は「生－2」になります。

東京都板橋区立シニア学習プラザ指定管理者構成団体の変更についてご報告させていただきます。

1、概要でございます。

東京都板橋区立シニア学習プラザの指定管理者であります共同事業体の構成団体に変更がありましたので、指定管理者としての継続を承諾することについて報告するものでございます。

2、経緯でございます。

(1) 区への報告と事前協議。

シニア学習プラザの指定管理者「アクティオ・アリオス共同事業体」の構成員である「株式会社アリオス」が、「テクノ防災サービス株式会社」を存続会社とする合併が行われまして、令和5年1月1日より、社名を「株式会社東京ファシリティサービス」に改める旨、代表企業の「アクティオ株式会社」より、令和4年12月22日に区へ報告があったものでございます。

アクティオによりますと、合併後もアリオスの指定管理者の権利及び義務につきましては、東京ファシリティサービスに承継され、代表構成員のアクティオにつきましては、法人として何ら変更が生じていないため、12月中に「東京都板橋区立シニア学習プラザの管理運営に関する基本協定書」第39条ただし書きを根拠といたしまして、区への協議を行い、アリオスが新会社へ吸収合併された後も、契約上の地位を承継することについて、アクティオとアリオスが合意し、覚書を交わすので、「アクティオ・東京ファシリティサービス共同事業体」として、引き続き、シニア学習プラザの管理運営業務を行うことについて承諾してほしいということでもございました。

(2) 代表企業による経営状況等の審査でございます。

代表企業のアクティオにおきまして、東京ファシリティサービスの財務状況や運営体制につきましては、「基本協定書」に基づき、以下のとおり事前調査を行っておるものでございまして、5点ほど確認してございます。

まず、1点目は、指定管理者の責務の承継でございます。

東京ファシリティサービスが、シニア学習プラザの指定管理者の責務を承継できることについて確認をしてございます。

2ページ目に行っていただきまして、②管理運営体制の承継でございます。

シニア学習プラザ運営におきまして、委託しておりました設備管理会社につきましては、東京ファシリティサービスに合併後も変更なく引き継ぐことの確認をしてございます。

3点目、施設職員の雇用契約・労働条件の承継でございます。

アリオスが雇用していた職員・スタッフの雇用契約、労働条件につきまして、東京ファシリティサービスが承継することにつきましても確認しているところでございます。

④労働環境の安定性の確認。

アクティオに所属する社会保険労務士によりまして、テクノ防災サービスの労働環境調査を実施いたしまして、東京ファシリティサービスの社員の労務状況が安定していることを確認してございます。

⑤債務履行の確実性。

アクティオ社内の財務部門が存続会社であるテクノ防災サービスの過去3年分の財務諸表について点検を行いまして、東京ファシリティサービスの経営基盤が安定していることにつきましても確認してございます。

以上、5点の確認によりまして、代表企業のアクティオは、東京ファシリティサービスがアリオスの業務を承継し、公共施設の管理運営業務を行えるものと判断いたしてございます。

また、今回の経営統合によりまして、運営基盤の安定と強化及び効率化を図り、従業員の雇用の安定と区民サービスのより一層の向上に資することができると認められることといたしました。

(3) 区の承諾と代表企業による暫定的な管理運営の承認でございます。

先ほどご説明しました報告を受けまして、区は、合併後も安定した施設の管理運営が行えるものと認め、令和4年12月27日付で当該協議について承諾することといたしました。

なお、指定管理者の重要事項変更の届け出におきましては、「基本協定書」第34条に基づきまして、変更等を行った日——令和5年1月1日でございますが、そこから14日以内に必要書類をそろえて区へ届け出なければならないことになっておりますが、年末年始の期間に入ること、また、一部の書類に変更日以降でなければ提出できないものが含まれているため、区が必要な書類を確認するまでの期間につきまして、暫定的に、代表企業であるアクティオの責任におきまして、適正かつ円滑にシニア学習プラザの管理運営業務を行うとの申し出を承諾したものでございます。

(4) 覚書締結でございます。

令和4年12月28日付でアクティオとアリオスが覚書を交わしてございます。

(5) 会社合併と新会社との覚書締結でございます。

令和5年1月1日付で、アクティオは共同事業体の構成団体として改めて東京ファシリティサービスと覚書を交わし、アクティオとアリオスが令和4年12月28日付で交わした覚書及び2社間で結んでいた協定を踏襲するものとなりました。

3ページ目をご覧ください。

(6) 重要事項変更協議でございます。

令和5年1月13日付で、「アクティオ・東京ファシリティサービス共同事業体」より、区へ、必要書類をそろえた上で重要事項変更の届け出がございました。

3、指定管理者の継続でございます。

「株式会社が存続する吸収合併」につきましては、会社法第750条の規定によりまして、「吸収合併存続株式会社は、効力発生日に吸収合併消滅会社の権利義務を承継する」こととなっております。

以上のことから、指定管理者の名称が変更されることとなりましたが、施設利

用者や区民に混乱が生じないようにするため、従来の施設運営体制を継続しながら区民サービスを提供し、指定期間満了時（令和6年3月31日）まで指定管理を行うことを認めるものでございます。

4、常任委員会への報告でございます。

「指定管理者制度の運用に関する指針」（15、団体における変更等への対応）に基づきまして、旧法人から新法人に権利義務が承継され、施設の管理運営体制に変更がないと判断することができるため、議会の議決を経ることなく、常任委員会、1月26日、文教児童委員会を予定しておりますが、こちらの方へ報告するものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

（はい）

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。
ありがとうございました。

午前 11時 45分 閉会